

# 神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会 会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会(以下協議会という)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、神奈川県内の看護師等養成実習病院相互の連絡調整を図るとともに実習病院の確保、拡大及び実習の効率化を図り、看護教育の向上発展を目指し、実習病院の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実習病院の拡充、整備に関する事業
- (2) 実習病院と養成施設との連携強化に関する事業
- (3) 実習病院の看護学生受入れの適正化に関する調査検討事業
- (4) 実習教育の効率化に関する調査検討事業
- (5) 実習病院実習の円滑化に関する調査検討事業
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる者とし、第1号から第3号に掲げる者については、神奈川県内の看護師等養成実習教育を行う病院に所属する者とする。

- (1) 理事長ならびに病院長等、またはこれに相当し、または、代行する職にある者(以下「機関の長」という)
- (2) 看護部長等、またはこれに相当する職にある者
- (3) 事務長等、またはこれに相当する職にある者
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な知識、経験を有する者

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、公益社団法人神奈川県病院協会に置く。

第2章 役員等

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 会長             | 1名    |
| (2) 副会長            | 2名    |
| (3) 理事(会長及び副会長を含む) | 12名以上 |
| (4) 監事             | 2名    |

(任期)

第7条 役員任期は、役員改選を行った総会から2年後の総会の終結時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、第8条第1項の規定にかかわらず、役員会において選任のうえ、補充することができるものとする。

3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選出方法)

第8条 理事及び監事は、第4条第1号及び第4号に規定する会員(以下会員という)の中から総会で選出する。

2 会長は、理事の互選により定める。

3 副会長は、理事のうちから会長が指名する。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事は、協議会の事業を企画し、及び執行する。

4 監事は、協議会の運営について監査する。

(顧問、参与)

第10条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協議会の重要な会務について、会長の諮問に基づき意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置く

### 第3章 総会

(招集)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会員の過半数の要請があったときは、会長は、臨時に招集しなければならない。

(議事)

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 役員会の承認及び監事の選出
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(議長)

第14条 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により定める。

(定足数)

第15条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 16 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決定する。ただし、会則の改正にあたっては、出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(総会における委任)

第 17 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、第 4 条第 2 号及び第 3 号の会員のなかから代理人を選任して表決を委任することができる。  
この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

## 第 4 章 役 員 会

(招集)

第 18 条 役員会は、必要に応じ会長が招集することができる。

(議事)

第 19 条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) その他役員会が必要と認める事項

(議長)

第 20 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 21 条 役員会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 22 条 役員会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは会長が決定する。

## 第5章 部 会

### (部会)

第23条 会長は、事業の執行のため必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 経 理

### (経費)

第24条 協議会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

### (会費)

第25条 機関の長は、次に定める会費を納入しなければならない。

年額1万円

### (会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

### (事業報告及び収支決算)

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を経て、その年度終了までに、総会の承認を得なければならない。

## 第7章 補 則

### (委任)

第 29 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この会則は、平成4年8月3日から施行する。

この会則は、平成14年6月28日から施行する。

この会則は、平成24年5月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和4年8月10日から施行する。